

生活環境影響調査が必要な処理施設一覧

施設の種類		施設規模
産業廃棄物処理施設		
1	汚泥の脱水施設	処理能力 10m ³ /日超
2	汚泥の乾燥施設	処理能力 10m ³ /日超 (天日乾燥は 100m ³ /日超)
3	汚泥(PCB 処理場を除く)の焼却施設	処理能力 5m ³ /日超 or 200kg/h 以上 or 火格子面積 m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力 10m ³ /日超
5	廃油(PCB 処理場を除く)の焼却施設	処理能力 1m ³ /日超 or 200kg/h 以上 or 火格子面積 m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50m ³ /日超
7	廃プラスチックの破砕施設	処理能力 5t/日超
8	廃プラスチックの破砕施設(PCB 汚染物及び PCB 処理物を除く)の焼却施設	処理能力 100kg/h 超 or 火格子面積 m ² 以上
8-2	木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力 5t/日超
9	カドミウム等有害物質を含む汚染のコンクリート固定化施設	全て
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全て
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全て
12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	全て
12-2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	全て
13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設	全て
13-2	焼却施設(3.58 及び 12 号を除く)	処理能力 200kg/h 以上 or 火格子面積 m ² 以上
14	最終処分場(管理型、安定型、遮断型)	全て
一般廃棄物処理施設		
1	ごみ処理施設	処理能力 5t/日超 (焼却施設は、200kg/h 以上 又は火格子面積 m ² 以上)
2	し尿処理施設	全て(浄化槽法第 2 条第一号に規定する浄化槽は除く)
3	最終処分場	全て